

[事案 2023-265] 既払込保険料返還請求

・令和6年4月4日 裁定打切り

<事案の概要>

申込書の保険金額等が勝手に書き換えられていることを理由に、契約の不成立および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年10月に契約した特定疾病保障保険について、以下の理由により、契約を不成立にして既払込保険料を返還してほしい。

(1) 申込書に書いてある保険金額と保険料額が勝手に書き換えられており、訂正印は募集人の印鑑のみであり、これでは、契約者や被保険者の承諾がなくても保険会社が勝手に契約内容を変更できることになってしまう。

<保険会社の主張>

申込書の保険金額と保険料額の訂正は、募集人が契約の際に申立人の意向に合わせるため修正したものであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申込書に記載された保険金額が、募集人の訂正印により訂正されていること自体は争いがなく、かかる訂正が申立人の意思にもとづいてなされたか否かが極めて重要な争点となるが、当事者の主張・陳述内容は鋭く対立しており、慎重かつ厳密な事実認定が求められる。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方当事者の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人（本人）尋問手続を経て、慎重な事実確認および法的な検討をすべきと考える。
- (3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳密な証拠調べ手続は設けられておらず、適正な事実認定を行うことは著しく困難であることから、裁判所における訴訟による解決が適当と判断する。